

第4次館山市総合計画 「後期基本計画」 素案 (骨子・計画事業リスト)

第4次館山市総合計画「後期基本計画」策定方針

1. 策定の趣旨

本市では、『笑顔あふれる 自然豊かな「あったか ふるさと」たてやま』を将来都市像に掲げた基本構想（平成28年度～令和7年度）及び前期基本計画（平成28年度～令和2年度）を策定し、将来都市像の実現に向けたまちづくりを進めてきました。

その間、加速する少子高齢化と人口減少に代表されるさまざまな課題に加え、SDGs（エスディーズ）や Society（ソサエティ）5.0、関係人口や多文化共生、広域連携の推進といった新たな時代の潮流への対応も求められています。

また、近年多発している大規模な地震や風水害による被害の経験を活かし、今後も発生が懸念される大規模な自然災害をはじめとした様々なリスクにも対応できる、「災害にも強い」安全・安心で持続可能なまちづくりを進める必要があります。

こうした状況の中、本市が将来にわたって持続可能なまちづくりを行っていくためには、これまで以上に重点的・効率的な行政運営が必要とされます。

そこで、令和2年度をもって終了する前期基本計画に代わり、令和3年度から令和7年度までの5年間を展望した新たな「後期基本計画」を策定します。

2. 策定の視点

後期基本計画は、現行の基本構想及び前期基本計画におけるまちづくりの基本目標及び重点プラン等の基本的な枠組みを継承しつつ、次の視点に基づき策定します。

（1）社会経済情勢等に即した計画づくり

社会・経済情勢や、市民生活・財政状況等、本市を取り巻く環境を十分に分析・検討し、課題を適切に認識した上で、今後の動向にも考慮した計画を策定します。

（2）現総合計画の評価・総括を踏まえた計画づくり

現総合計画（前期基本計画）について十分な検証を行い、市の施策の現状・達成度・課題を明確化するとともに、その評価・総括結果を後期基本計画づくりにも反映します。

（3）広範な市民の意見を反映させた計画づくり

策定にあたっては、策定過程の透明性を確保するとともに、総合計画審議会への公募委員の起用や、市民意識調査、各種懇談会など、様々な形で市民の意見・意向を把握し、計画に取り入れます。

（4）市の特性を活かした計画づくり

美しい自然、郷土の文化・歴史をはじめとした地域の資源や特性を多角的に分析し、本市の可能性を最大限に活かした戦略的な計画を策定します。

（5）実効性を重視した計画づくり

厳しい財政状況を踏まえ、計画に盛り込むべき施策については、選択と集中を図るとともに、予算・行政評価と連動した実効性の高い計画とします。また、分野をまたがる政策課題については、横断的な連携のもと実施し、相乗効果を高めるなど、効率的・効果的な計画とします。

(6) 市民が共有できる計画づくり

「まちづくりの指針」として、市民・団体・企業・行政等が共有し、共に実践していけるような、わかりやすく、親しみやすい計画を策定します。

3. 期間

後期基本計画の期間は、基本構想の10年間の後期5年間とします。

(1) 構成

① 基本構想

長期的な視点に立ち、本市のまちづくりの基本理念や、目指すべき将来像など、市政の長期的ビジョンを示すものです。

② 基本計画

基本構想を実現するための各政策分野の具体的な施策・事業を明示し、総合的・体系的にまとめたものです。

(2) 期間

① 基本構想

10年間（平成28年度～令和7年度）

② 基本計画

前期 5年間（平成28年度～令和2年度）

後期 5年間（令和3年度～令和7年度）

4. 策定体制

後期基本計画は、次の体制により策定します。

(1) 総合計画審議会

様々な行政分野における有識者等で構成する「館山市総合計画審議会」を設置し、市長からの諮問による後期基本計画策定に係る重要事項等に関して、総合的かつ専門的な立場から、審議いただきます。

(2) 市議会

後期基本計画の策定過程において、適宜、情報提供及び説明を行います。

(3) 庁内体制

① 企画審議委員会

「館山市企画審議委員会規程」に基づき、後期基本計画を策定する上での重要事項を審議し、総合的な調整を図るため、副市長を委員長、教育長及び部長級の職員を委員として構成します。

② 策定委員会

各部及び教育委員会ごとに、施策内容の立案及び調整を行うため、部課長級の職員で構成し、担当部長等が委員長となります。

③ 策定班

策定委員会の施策内容に係る資料の収集、分析及び素案の作成を行うため、原則として、課等ごとに副課長、係長及びこれらの相当職などで構成します。

ただし、策定委員長が不要と判断した場合は、この限りではありません。

④ 事務局

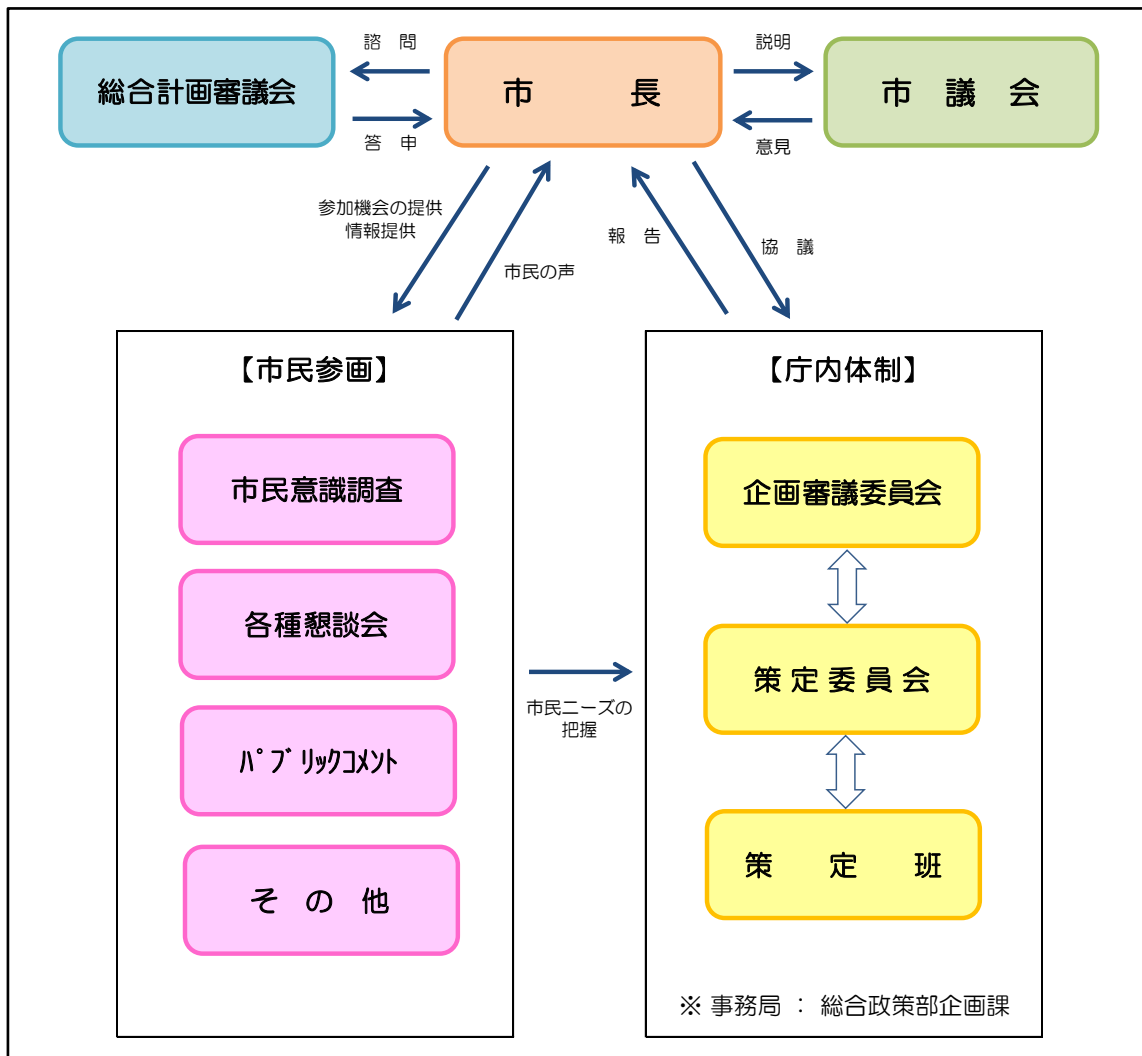
総合計画審議会及び企画審議委員会の事務局は、総合政策部企画課内に設置します。

(4) 市民参画

計画策定にあたっては、広く市民からのニーズを把握し、意見を反映させます。

- ・市民意識調査
- ・タウンミーティング
- ・パブリックコメント
- ・その他

■ 策定体制イメージ



5. 策定スケジュール

後期基本計画は令和元年度・令和2年度の2か年かけて策定します。

主なスケジュール（案）

【令和元年度】

- (1) 総合計画審議会の開催
- (2) 庁内検討会議（企画審議委員会等）の開催
- (3) 基礎調査の実施
- (4) 前期基本計画の検証・総括
- (5) 市民意識調査の実施
- (6) 後期基本計画骨子案の検討

【令和2年度】

- (1) 総合計画審議会の開催
- (2) 庁内検討会議（企画審議委員会等）の開催
- (3) 子ども絵画コンクール及び子ども作文コンクールの実施
- (4) 地区別懇談会（まちづくり座談会）の開催
- (5) 後期基本計画素案・原案の検討
- (6) パブリックコメント（後期基本計画）の実施
- (7) 後期基本計画の策定（市議会全員協議会への説明）

【令和3年度】

後期基本計画スタート

7つの基本目標とSDGs17のゴール ～持続可能なまちを目指して～

SDGsは「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされています。あるべき館山市の「未来の姿」を描き、それを実現するために何をすべきか考える「バックカスティング」の視点が重要です。「後期基本計画」における7つの基本目標や36の基本施策を関連付けることにより、各種施策の推進がSDGsの目標達成につながられるようにしていきます。

1. 基本計画における7つの基本目標と館山市が目指す持続可能なまちづくりの目標

基本目標	館山市版SDGs (SDGsとの関係)
1. 【子育て・福祉・医療】 互いに助け合い 誰もが健康で いきいきと暮らせるまち	あらゆる年齢のすべての市民の健康的な生活を確保し、福祉を推進するまち (SDGs 目標 1：貧困／2：飢餓／3：保健)
2. 【教育・文化】 地域への誇りと愛着をもち 心豊かな人材が育つまち	すべての市民に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進するまち (SDGs 目標 4：教育／10：不平等)
3. 【産業・経済】 地域に根差した産業で にぎわいと豊かさあふれるまち	持続可能な経済成長とすべての市民に完全かつ適切な雇用を促進するまち (SDGs 目標 8：経済成長と雇用／12：持続可能な生産と消費)
4. 【基盤整備】 生活基盤が充実し 快適で暮らしやすいまち	環境に配慮したインフラを構築し、持続可能な産業化の促進とイノベーションの拡大を図るまち (SDGs 目標 6：水・衛生／7：エネルギー／9：インフラ、産業化、イノベーション)
5. 【環境共生】 人と自然が共生する 環境にやさしいまち	気候変動を軽減するための措置を講じるとともに、海洋資源や陸上資源を保全し、持続的に利用するまち (SDGs 目標 13：気候変動／14：海洋資源／15：陸上資源)
6. 【防災・安全】 市民の安全が確保され 地域ぐるみで 支え合う 安心して暮らせるまち	災害にも強い、安全・安心で持続可能なまちづくりを実現するまち (SDGs 目標 11：持続可能な都市／16：平和)
7. 【市民参画・行政運営】 市民と行政が協力し ともに考え ともに築く 持続可能なまち	持続可能な開発のための実施手段を強化し、市民とのパートナーシップを活性化するまち (SDGs 目標 5：ジェンダー／17：実施手段)

市民アンケートの結果 (令和2年2月実施)

SDGsの認知度 (存在を知らない)	68.9%
SDGsの関心度 (とても関心がある・関心がある)	29.3%

(参考) 国際社会全体で目指す持続可能な開発目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	10. 各国内および各国間の不平等を是正する
2. 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	11. 包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する
3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	12. 持続可能な生産消費形態を確保する
4. すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	13. 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる
5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子のエンパワーメントを行う	14. 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する
6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	15. 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する
7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する	16. 持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る
8. 包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する	
9. レジリエント [*] なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る	17. 持続可能な開発のための実施手段の強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

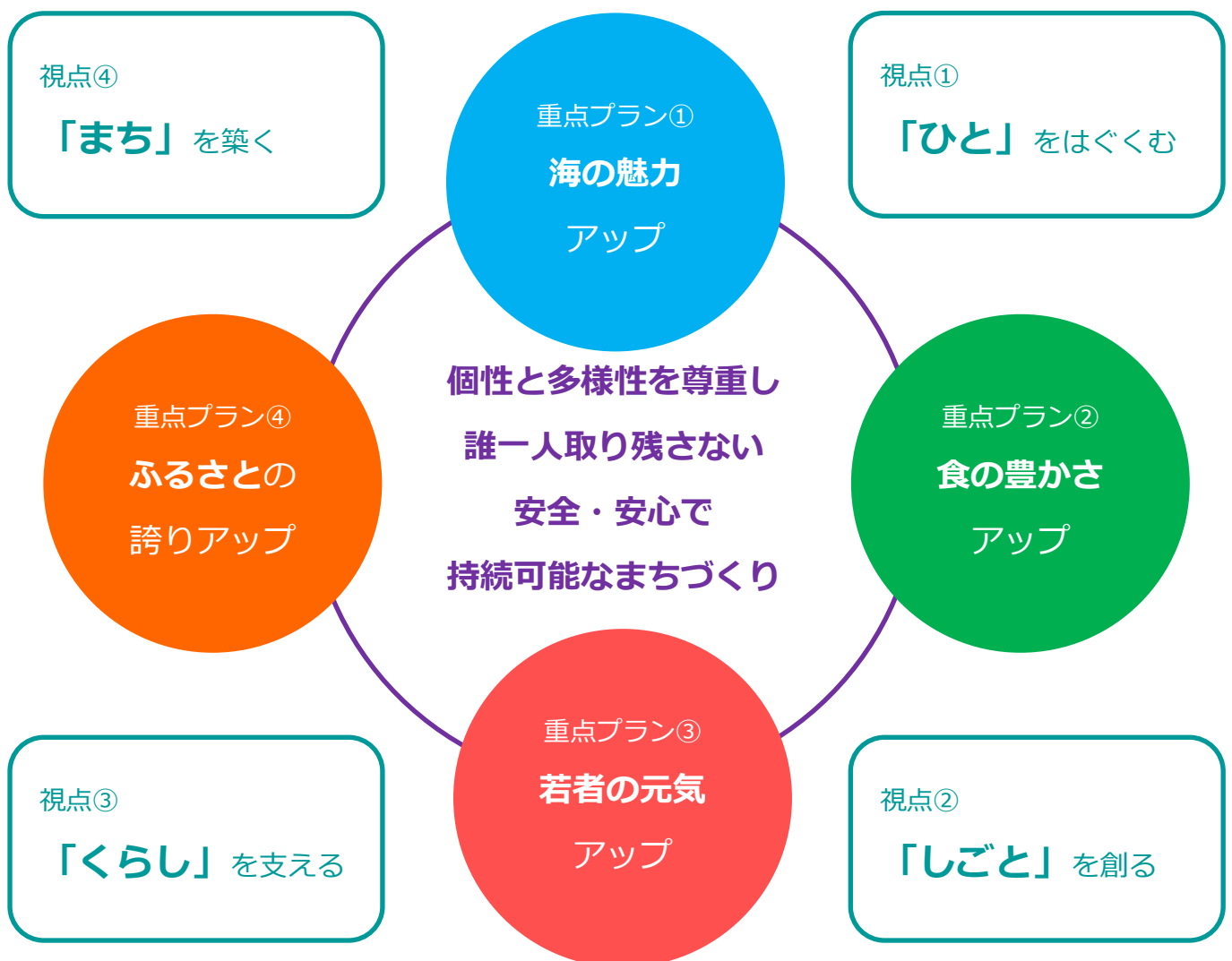
2. “個性と多様性を尊重し、誰一人取り残さない、安全・安心で持続可能なまちづくり”に向けて

令和元年度の台風災害や新型コロナウイルスの影響による緊急事態宣言の発令など、自治体運営にも様々な影響が出ています。

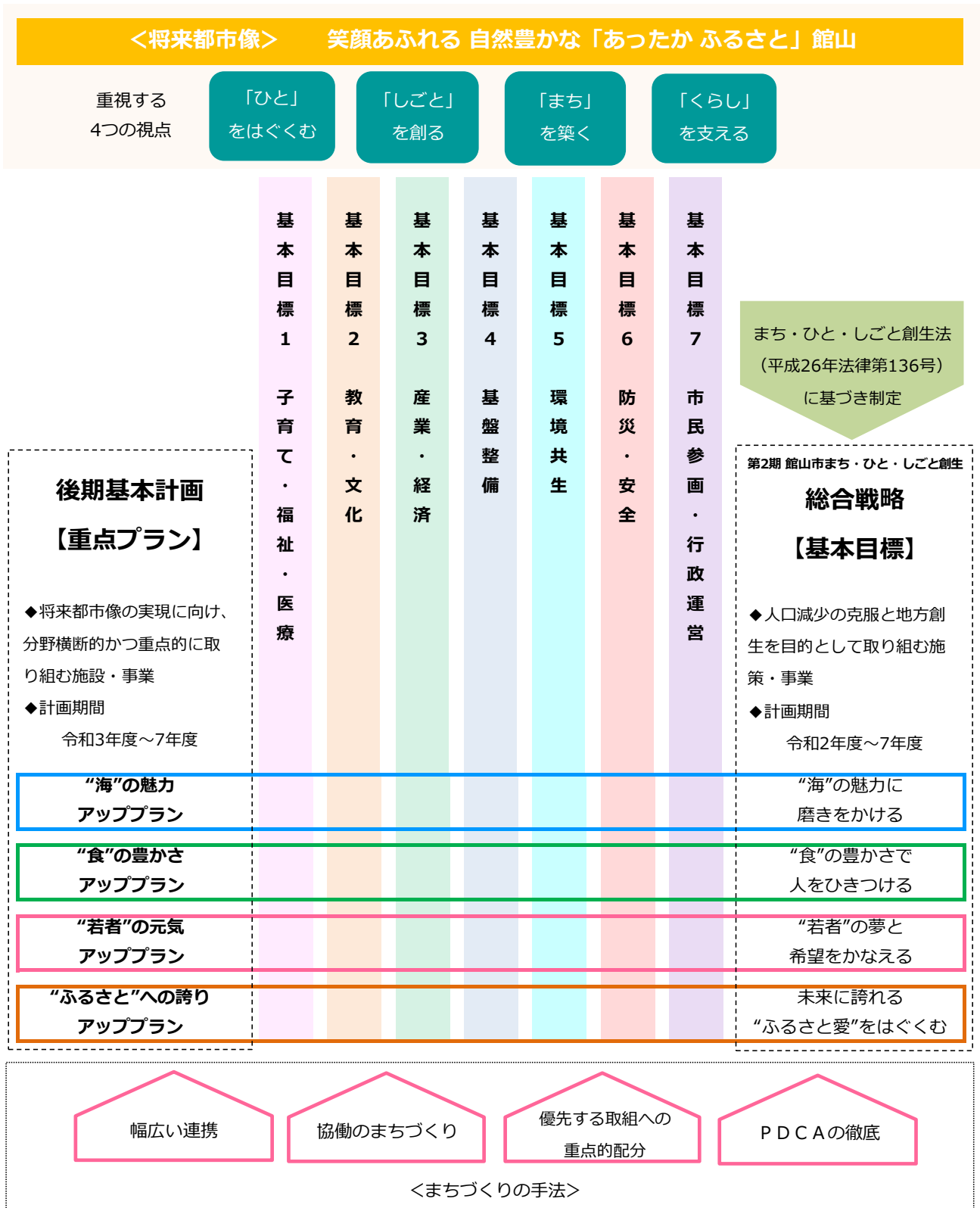
このような危機に直面した際には、SDGs の理念である「持続可能」であり、「誰一人取り残さない」という視点がますます重要になってきます。

「前期基本計画」では、館山市が掲げる将来都市像「笑顔あふれる 自然豊かな“あったか ふるさと”たてやま」の実現に向け、分野横断的かつ重点的に取り組む施策・事業を「重点プラン」としてまとめました。この「重点プラン」は、館山市の特性や強みを最大限生かすことで、弱みも克服していくことを趣旨として設定されており、「第2期館山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に関連付けています。

「後期基本計画」では、「重点プラン」を貫く柱として、“個性と多様性を尊重し、誰一人取り残さない、安全・安心で持続可能なまちづくり”を掲げ、館山市版 SDGs の目標達成を目指します。あわせて、館山市が直面している人口減少・少子高齢化の中で、計画の実効性を高めるための4つの視点を重視し、各分野の施策の連携・調整を図りながら、戦略的なまちづくりを進めていきます。



(参考) 重点プランの位置づけ



進捗管理

策定した計画が予定どおり進んでいるのかを客観的に検証するため、施策ごとに「成果指標・目標」を設定し、進捗状況の適正な管理・評価（行政及び市民）を行うことで、その後の取組の改善・見直しに活かしていくPDCAの徹底を図っていきます。



第4次館山市総合計画「後期基本計画」の基本施策とSDGsの関係（案）

【7つの基本目標】		【基本施策】	1 貧困	2 飢餓	3 保険	4 教育	5 ジェンダー	6 水・衛生	7 エネルギー	8 成長・雇用	9 イノベーション	10 不平等	11 都市	12 生産・消費	13 気候変動	14 海洋資源	15 陸上資源	16 平和	17 実施手段	計		
子育て・福祉・医療	互いに助け合い 誰もが健康で いきいきと暮らせるまち	(1) 子育て環境の充実	●		●	●	●						●						●	●	7	
		(2) 高齢者福祉の充実			●						●		●	●							●	5
		(3) 障害者福祉の充実	●		●								●	●							●	5
		(4) 低所得者福祉の充実	●	●	●	●					●		●	●							●	8
		(5) 地域福祉の推進			●								●	●							●	4
		(6) 保険・医療体制の充実	●		●	●					●		●	●							●	7
		(7) 健康づくりの推進			●									●							●	3
教育・文化	地域への誇りと愛着をもち 心豊かな人材が育つまち	(1) 学校教育の充実	●	●	●	●						●	●							●	8	
		(2) 青少年の健全育成強化			●	●							●	●							●	5
		(3) 生涯学習の推進				●							●	●							●	4
		(4) 歴史の継承と文化の振興				●								●				●			●	4
		(5) スポーツの振興によるまちづくり			●						●			●							●	4
		(6) 国際交流・地域間交流の促進				●					●		●	●						●	●	6
産業・経済	地域に根ざした産業で にぎわいと豊かさあふれるまち	(1) 観光の振興											●	●		●	●			●	6	
		(2) 農水産業の振興		●										●	●		●	●			●	7
		(3) 商工業の振興									●	●		●	●		●	●			●	7
		(4) 新たな雇用の創出と就業支援の強化	●			●					●		●	●							●	6
		(5) 移住・定住の促進	●			●					●		●	●							●	6
		(6) 交流拠点施設を核とした地域活性化									●	●		●	●		●	●			●	7
基盤整備	生活基盤が充実し 快適で暮らしやすいまち	(1) 住環境の充実と市街地の利便性向上	●										●	●						●	4	
		(2) 公園の機能充実と緑化の推進											●	●				●		●	4	
		(3) 道路環境の充実と河川整備の促進			●								●	●		●				●	5	
		(4) 交通体系の充実										●	●	●		●				●	5	
環境共生	人と自然が共生する 環境にやさしいまち	(1) 自然環境の保全と景観形成の促進			●			●			●	●	●	●	●	●	●			●	10	
		(2) 環境・衛生対策の充実	●					●				●	●	●						●	6	
		(3) 資源循環型社会の構築							●	●	●		●	●	●	●				●	8	
防災・安全	市民の安全が確保され 地域ぐるみで支え合う 安心して暮らせるまち	(1) 防災体制の強化	●										●	●						●	4	
		(2) 消防・救急の充実	●										●	●						●	4	
		(3) 交通安全・防犯体制の強化											●	●					●	●	3	
		(4) 消費者保護対策の推進				●							●	●	●					●	●	6
市民参画・行政運営	市民と行政が協力し ともに考え ともに築く 持続可能なまち	(1) 市民参画の促進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	17
		(2) 地域コミュニティ活動の推進					●						●	●						●	●	3
		(3) 男女共同参画の推進			●	●	●				●		●	●						●	●	8
		(4) 情報発信力の強化										●		●							●	3
		(5) 戦略的な行財政運営			●				●			●		●	●						●	6
		(6) 広域行政の推進											●	●							●	3
施策に対するSDGsの17の目標の数			12	4	15	13	4	3	3	14	13	17	36	11	6	7	8	6	36			

第4次館山市総合計画「後期基本計画」 計画事業リスト（案）

施策名	計画事業名	新規	最優先	担当課	事業内容
基本目標1 子育て・福祉・医療 互いに助け合い 誰もが健康で いきいきと暮らせるまち					
基本施策① 子育て環境の充実					
(1) 安心して妊娠・出産できる環境づくり	妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発			健康課	妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、妊娠初期から個々の状況に応じた具体的な対応策などを検討していきます。
(2) 妊娠・出産・子育ての一貫した支援	母子保健事業		●	健康課	妊婦・乳幼児健診や地区担当保健師を主とした相談支援、ファミリー学級、思春期ふれあい体験などを実施し、母性並びに乳幼児の健康の保持増進を図ります。また、子育て世代包括支援センターの設置・運用を開始し、妊婦および乳幼児のいる家庭に切れ目のないきめ細かい支援を行うことによって、育児における孤立感の減少・虐待防止と早期発見を図ります。さらに、LINEなどのツールや窓口対応等で対象者の利便性向上(子育てワンストップ)に努めます。
(3) 子育てしやすい環境づくりの推進	子育て支援事業			こども課	保護者が必要とする施設や事業等の情報提供、病児・病後児保育事業を実施し、子育て支援を推進します。
	保育園・こども園における保育サービスの充実		●	こども課	延長保育や土曜・休日保育、預かり保育の充実を図るとともに、私立保育園に対する運営支援を行います。また、在宅乳幼児等の保護者の子育て支援として「一時預かり事業」の充実を図ります。
	幼児教育の充実			こども課	北条幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行について検討するとともに、私立幼稚園及び私立保育園に通う保護者に対する支援を行います。また、短時間児について、公立こども園での3歳からの受け入れについて検討します。
	「元気な広場」運営事業		●	こども課	子育て親子の交流や世代間の交流、子育てに関する相談及び情報提供を通じた子育ての不安解消を図るため、子育て支援拠点「元気な広場」の運営及び「出張子育てひろば」の実施を推進します。また、会員間の相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業を推進し、子育て支援ネットワークの拡充に努めます。
	学童クラブ運営事業			こども課 建築施設課	小学校下校後に保護者が家庭にいない留守家庭児童の健全育成と安全確保のため、公設化等による安定的で質の高い学童クラブの運営に努めます。
(4) 子育て環境の整備	子ども医療費給付事業			社会福祉課	中学校3年生までの通院医療費及び入院医療費の助成を継続し、子育て家庭の経済的負担の軽減と子どもの保健の向上を図ります。
	ひとり親家庭支援事業			社会福祉課	ひとり親家庭に対し、医療費の助成や児童扶養手当、高等職業訓練給付金の支給を行うとともに、母子・父子自立支援員による相談・助言を行います。
	児童虐待防止ネットワーク事業			こども課	要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関との連携や情報の共有化に努め、児童虐待への対応や、虐待を未然に防止するためのネットワーク体制の強化を図ります。
	保育園・幼稚園・こども園の整備充実			こども課 建築施設課	老朽化した施設の耐震性の確保や備品類の計画的な整備を行うとともに、北条地区及び那古地区のこども園化を検討します。
	保育園・幼稚園・こども園における安全対策の充実			こども課 建築施設課	園児の安全を確保するため、食物アレルギー対策や施設管理の充実等の安全体制の強化を図ります。

施策名	計画事業名	新規	最優先	担当課	事業内容
基本施策② 高齢者福祉の充実					
(1) 高齢者を支える地域づくり	「地域包括ケアシステム」の構築		●	高齢者福祉課 (健康福祉部)	介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、在宅医療・介護の連携や認知症対策、生活支援サービス、地域ケア会議を推進します。
	地域で高齢者を支える体制づくり事業			高齢者福祉課	要介護高齢者に対し、配食サービスや家族介護用品支給事業を実施するとともに、高齢者を介護している家族のための「介護家族会の集い」や認知症の高齢者を理解するための「認知症サポーター養成講座」を開催します。また、一番身近な介護の現場の声を聞き、事業に反映させていきます。
	地域で高齢者を支える体制づくり事業 (地域包括支援センター事業)		●	高齢者福祉課	高齢者の総合的な相談窓口として、介護予防や権利擁護事業等を行う地域包括支援センターの体制強化を図ります。また、公正・中立的な立場から、地域包括支援センター運営協議会による地域包括支援センターの運営支援を行います。
	社会参画・生きがい活動の促進事業			高齢者福祉課	高齢者の就労、社会参画、生きがいづくりを促進するため、シルバー人材センター、老人クラブ、「通いの場」(ふれあいいきいきサロン)への助成など社会福祉協議会の活動を支援します。
	高齢者見守り事業			高齢者福祉課	高齢者が安心して住み慣れた地域での生活を継続できるように、関係団体等による高齢者見守りネットワークの拡充を図ります。
(2) 高齢者の生活支援	館山市高齢者保健福祉計画の推進			高齢者福祉課	『館山市高齢者保健福祉計画』に基づき、介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施と、高齢者のニーズに沿った福祉施策を推進します。
	高齢者の権利擁護事業			高齢者福祉課	高齢者の生命を守り、尊厳を持って、その人らしく自立した生活が継続できるように、権利を擁護するための各種支援を行います。
	安定した介護保険制度の運営			高齢者福祉課	要介護(要支援)認定を受けた被保険者に対する介護(予防)給付や地域密着型サービス施設に対する指導監査の実施、介護給付費適正化システムの導入を図り、介護保険制度の安定的な運営に努めます。
	老人ホーム入所措置事業			高齢者福祉課	家庭の事情等により、在宅で養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホーム等に入所措置します。
	在宅福祉サービス事業			高齢者福祉課	高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を継続できるように、緊急通報装置等の日常生活用具の給付・貸与や家回りの草取り等の軽度生活援助、福祉カーの貸付を行います。
基本施策③ 障害者福祉の充実					
(1) 障害福祉サービスの充実	館山市障害者計画の推進			社会福祉課	障害のある人もない人も、ともに住み慣れた地域でいきいきと、安心して暮らせるまちづくりを目指し、『第5次館山市障害者計画』を推進します。
	障害者支援に関する事業			社会福祉課	『障害者総合支援法』に基づき、障害の状態に応じた各種福祉サービスの給付を行います。また、心身障害者(児)医療費の給付を行います。さらに、居宅や施設において、食事や入浴などの介護や日常生活上の支援を提供することにより、障害者等の生活の安定と自立支援を図ります。

施策名	計画事業名	新規	最優先	担当課	事業内容
	障害児支援に関する事業			社会福祉課	『児童福祉法』に基づき、障害児通所等給付事業を行います。また、障害児を養育する保護者の子育て支援や経済的負担の軽減を図るため、放課後デイサービスの利用助成等を行います。さらに、心身障害児の特性に応じた適切な指導や相談を行い、社会性や知育の向上を支援するため、簡易マザーズホームを運営します。
(2) 障害者の社会参加促進	地域生活のための支援事業			社会福祉課	障害者の社会参加の促進、福祉の増進や権利の尊厳を守るため、障害者団体に対する支援、福祉タクシーの利用助成による障害者の外出支援、各種福祉手当の支給、障害者の権利擁護に関する取組を行います。
基本施策④ 低所得者福祉の充実					
(1) 低所得者福祉の充実	生活困窮者自立支援事業			社会福祉課	生活保護の受給に至らない生活困窮者に対する相談支援や住宅確保給付金の支給を行うとともに、支援内容の拡充を検討します。
	生活保護事業			社会福祉課	生活困窮者に対し、状況に応じた扶助を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けた支援を行います。
基本施策⑤ 地域福祉の充実					
(1) 地域福祉の推進	地域福祉に関する事業			社会福祉課	地域福祉推進の重要な拠点となる社会福祉協議会の活動支援と安定運営に向けた支援を行います。
	館山市地域福祉計画の策定			社会福祉課	地域福祉の推進に取り組むための総括的な計画として「地域福祉計画」を策定し、推進します。
	自殺対策の推進	新		社会福祉課	自殺対策計画に基づき、生きることへの包括的な支援を進めるとともに、関連施策との連携した対策など、自殺対策を推進します。
基本施策⑥ 保健・医療体制の充実					
(1) 医療体制の充実	救急医療体制確保事業		●	健康課	安房郡市広域市町村圏事務組合に対し、救急医療に関する費用を負担し、休日や夜間の医療体制の充実を図ります。また、小児救急医療体制の実現や看護師確保に向けた取組の働きかけを行います。
	看護師等修学資金貸付制度			健康課	看護師等養成施設に在学している看護師志望者に対し、修学資金の貸付を行い、市内をはじめ、安房地域での看護師の確保を図ります。
	かかりつけ医の普及・定着			健康課	かかりつけ医をもつことの重要性について周知を図り、その普及・定着に努めます。
(2) 医療保険制度の健全な運営	国民健康保険運営事業			市民課	被保険者の疾病などに対して必要な給付を行い、国民健康保険制度の円滑で安定的な運営に努めます。
	後期高齢者医療運営事業			市民課	高齢者に対する医療の確保と適切な保険給付を行うため、後期高齢者医療制度の円滑で安定的な運営に努めます。
	短期人間ドック助成事業			市民課	満40歳以上の国民健康保険被保険者、後期高齢者医療被保険者を対象に、短期人間ドックの費用助成を行います。

施策名	計画事業名	新規	最優先	担当課	事業内容
基本施策⑦ 健康づくりの推進					
(1) コミュニティ医療の充実	コミュニティ医療推進事業			健康課	医療・介護・福祉関係者と行政、市民が一体となり、近隣市町等との連携を深めながら、情報共有や人材確保を含めた医療資源の充実に取り組み、高齢化社会に対応した体制を構築します。また、「たてやま健幸ポイント事業」の実施により、市民の健康に対する関心を高め、健康的な生活習慣のきっかけづくりや維持・定着を目指します。
(2) 保健活動の推進	健康増進事業			健康課	健康手帳の交付や健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導を実施し、生活習慣病の予防・健康増進に関する正しい知識の普及を図ります。また、「たてやま健幸ポイント事業」の実施により、市民の健康に対する関心を高め、健康的な生活習慣のきっかけづくりや維持・定着を目指します。
	地域ぐるみ健康づくり支援事業			健康課	保健推進員による母子保健、健康増進、生活改善などに関する調査・相談を推進するとともに、地域の自主健康づくり団体への支援を行います。
	保健事業・介護予防一体的実施推進事業	新	●	健康課	高齢者の健康の保持・増進のために健診結果やレセプトデータ等の分析により、地域の健康課題を抽出・把握し、その解消に向けて保健事業と介護予防を一体的に実施することにより、健康寿命の延伸を図ります。
(3) 予防活動の充実	生活習慣病対策			健康課	各種がん検診や特定健康診査、後期高齢者健康診査、健康診査等を実施し、市民の健康的な生活を支援します。
	予防接種事業			健康課	予防接種法に基づく定期予防接種と、定期予防接種対象者以外の方への高齢者肺炎球菌・成人風疹ワクチン接種を実施します。
	感染症予防対策		●	健康課	結核・肺がん検診の受診率向上に向けた取組や新型コロナウイルス感染症対策等により、感染症の発生及びまん延の防止を図り、公衆衛生の向上に努めます。

基本目標2 教育・文化 地域への誇りと愛着をもち 心豊かな人材が育つまち

基本施策① 学校教育の充実

	「生きる力」を育成する教育の推進		●	教育総務課	学力向上プロジェクト委員会の充実や学力向上推進コーディネーターの有効活用などにより、小中一貫した教育活動を推進します。
	福祉・環境・キャリア教育の推進			教育総務課	学校での指導や職場体験学習を通じ、豊かな人間性や社会性をはぐくみながら、変化の激しい社会の中で、たくましく生きる力を育成します。
	国際理解教育の推進			教育総務課	小・中学校に英語指導を行う外国語指導助手（ALT）を配置し、国際感覚豊かな児童生徒の育成に取り組みます。
	情報（モラル）教育の推進			教育総務課	高度化する情報社会の中で、健全かつ有効に情報を活用していくための正しい知識と技術の習得、適切な判断力・活用力の育成を図ります。
	学校における食育の推進			学校給食センター	地産地消の推進を図るため地元食材をできるだけ多く使用し、生きた教材として活用しながら、栄養や食習慣に関する正しい知識を指導し、児童生徒の健やかな心身の育成を図ります。

施策名	計画事業名	新規	最優先	担当課	事業内容
(1) 「生きる力」を育成する教育の推進	小・中学校体育振興の推進			教育総務課	陸上競技大会の開催や県中学校総合体育大会等への参加促進により、児童生徒の体育実技及び体位・体力の向上を図ります。
	小児生活習慣病予防検診事業			教育総務課	近年増加傾向にある生活習慣病の早期発見や適切な指導のため、児童生徒に対する検診を実施し、疾病の減少及び予防を図ります。
	特別支援教育体制の推進			教育総務課	特別な支援を必要とする児童生徒への一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係者・関係機関とのネットワークの構築を図ります。
	教育相談体制の充実			教育総務課	スクールカウンセラーやいじめ相談室などを積極的に周知し、児童生徒のさまざまな悩み（学力や人間関係、いじめ等）に対する教育相談体制の充実を図ります。
	安全対策の充実			教育総務課	災害・事故等に対する安全指導と、緊急時への備えを行い、児童生徒の安全確保に努めます。
	教職員研修の充実			教育総務課	教職員の資質・力量の向上を図り、特色ある教育活動を推進します。
	学校給食における地産地消の推進	新		学校給食センター	学校給食にできる限り館山市産及び千葉県産の食材を使用することにより、地域活性化を図るとともに地元の新鮮な食材を活用することで食育の推進を図ります。
(2) 教育活動の充実	地域資源・地域人材を活用した特色ある学校づくり			教育総務課	歴史副読本「さとみ物語」等を活用した授業を展開するなど、地域資源・地域人材を活用した学習を推進し、児童生徒の地域への誇りと愛着心を高めます。
	芸術・文化による豊かな心の育成			教育総務課	児童生徒へ優れた芸術・文化に接する機会を提供し、豊かな心の育成を図ります。
(3) 就学・通学への支援	就学費援助事業			教育総務課	経済的な理由により、就学が困難な児童生徒に対し、学用品費や給食費等の援助を行います。
	ふるさと創生奨学資金貸付事業			教育総務課	経済的な理由により、義務教育終了後の就学が困難な生徒に対し、奨学資金の貸付を行います。
	遠距離通学支援事業（スクールバス運行事業・通学費補助事業）		●	教育総務課	遠距離通学の児童生徒に対し、スクールバスの運行等により通学支援を行います。
(4) 教育環境の整備・充実	学校施設の整備充実		●	建築施設課 教育総務課	学校施設の耐震化を図るとともに、防音対策など、学習環境向上のための施設整備や、老朽化した学校施設の改修を行います。
	学校給食センターの整備・運営			学校給食センター	安全かつ安定した学校給食の提供を図るため、新センター建設及び維持管理運営を一体とした事業を実施します。
	学校用教材備品の整備			教育総務課	新学習指導要領に基づく備品を計画的に整備し、快適な学習環境と教育効果の向上に努めます。
	少子化に対応した教育環境の向上		●	教育総務課	「館山市学校再編基本指針」に基づき、教育環境の向上を目的とした中・長期的な学校再編の検討を行います。
	学校区コミュニティの形成			教育総務課	地域との連携・協力により、次世代を担う児童生徒を地域を挙げて育てる体制づくりを行います。
	情報教育環境の整備		●	教育総務課	時代に沿ったICT環境の整備により、ICTを活用した効果的な指導・学習を行います。

施策名	計画事業名	新規	最優先	担当課	事業内容
基本施策② 青少年の健全育成強化					
(1) 青少年の健全育成強化	青少年健全育成体制の充実			生涯学習課	PTAや子ども会、青少年相談員、各種社会教育関係団体の自主的な活動に対して支援を行い、青少年の健全育成を図ります。
	放課後子供教室の推進			生涯学習課	勉強やスポーツ、文化活動、遊びなど、さまざまな体験を行うことができる放課後子供教室を実施します。
	ふるさと体験活動の推進			中央公民館	子どもたちの郷土への誇りや愛着心、「生きる力」をはぐくむため、自然や歴史、文化、農業体験等、幅広い分野の体験講座を開催します。
基本施策③ 生涯学習の推進					
(1) 学習機会の提供	生涯学習講座・教室の開催			中央公民館 図書館	豊かな地域資源と様々な情報資源を活用し、多様な学習機会の提供により、市民の自主的な学習活動を促進します。
	家庭教育事業の推進			中央公民館	家庭教育学級や子育て支援講座等の実施による家庭教育の知識向上とともに、子育てについての相談窓口及び情報提供の充実により、家庭教育力の向上を図ります。
	児童サービスの充実			図書館	子どもの発達段階に対応した魅力的な書架づくりと、児童と本とを結び付けるきっかけづくりを行うことにより、本の楽しさに触れられる機会を提供します。
	図書館機能の充実			図書館	市民の「読みたい」「知りたい」「調べたい」という知的欲求に応えることのできる資料を収集・提供するとともに、図書館資料を使つての調査相談（レファレンス）等のサービスの提供や、インターネットによる蔵書検索・予約、図書館システムを活用しての効率的な資料管理を行うことにより、市民の多様なニーズに対応した資料や情報の提供を行います。
(2) 学習活動支援	サークル活動の支援			中央公民館 博物館	新たなサークル参加者を増やすための活動や、自主的なサークル活動等に対する専門性を活かした指導、助言等の支援を行い、活動の活性化を図ります。
	生涯学習ボランティア制度の充実			生涯学習課 博物館	学校への支援や多様化する学習ニーズに対応するため、市民の豊富な知識や経験等を活用する仕組みづくりを進めます。また、ミュージアムサポーターを拡充することにより、博物館事業の充実を図ります。
基本施策④ 歴史の継承と文化の振興					
	郷土に関する展覧会・講座等の充実			博物館 中央公民館	歴史、文化遺産の展示公開や郷土の魅力を理解する展示、講座の拡充を図ることにより、郷土に対する誇りや愛着心をはぐくむとともに、先人の歩みや地域性を紹介することにより、歴史から学ぶ力を醸成します。
	郷土資料の収集・保存と提供			博物館 図書館	歴史文化など地域資源の情報発信や地域課題の解決という視点から、郷土資料の収集・保存と情報提供機能の充実を図ります。
	博物館機能の充実			博物館	博物館本館、館山城、渚の博物館、それぞれの特色を活かした効率的な運営方法を検討します。
	文化財の保存・活用			生涯学習課	文化財の調査・指定により、修復や防災対策等、保存に必要な措置を計画的に行います。また、活用を図るため、広く市民が文化財に親しむ機会を提供します。

施策名	計画事業名	新規	最優先	担当課	事業内容
(1) 歴史・文化の保存・継承	観光スポットとしての歴史文化遺産の活用			生涯学習課	寺社、戦国大名里見氏、青木繁「海の幸」、近代の戦争遺跡等に関連する歴史文化遺産や市内から輩出した偉人の歴史学習を推進するとともに観光やまちづくりに活かします。
	民俗芸能伝承者の育成			生涯学習課	民俗芸能大会への出演支援や継承のための映像記録作成により、伝承者の育成を図ります。
	国史跡「里見氏城跡 稲村城跡」の保存・整備			生涯学習課	地権者や地域住民、市民団体と連携し、適切な保存管理を行います。また、広域連携により、国史跡「里見氏城跡」の整備・活用による地域活性化に向けた検討を行います。
	ふるさと情報の発信強化			博物館	館山市の歴史・文化等の情報を、博物館ホームページ内「たてやまフィールドミュージアム」において発信し、地域の魅力発信に努めます。また、文化庁が運営するポータルサイト「文化遺産オンライン」に博物館収蔵資料の一部を掲載し、以前から要望のあった里見八犬伝、戦国武将里見氏、郷土史関連の収蔵資料をインターネットで公開します。
(2) 文化の振興	芸術文化活動の充実			生涯学習課	「館山市文化祭」、「館山市サークルフェスティバル」など、芸術文化活動の発表の場を提供し、市民の自主的な活動を支援します。
	全国大学フラメンコフェスティバルの開催			生涯学習課	館山市の温暖な気候と、「学生フラメンコのまち館山」といったイメージを情報発信し、学生フラメンコをきっかけとした交流人口・関係人口の拡大を図ります。

基本施策⑤ スポーツの振興によるまちづくり

(1) 市民スポーツの振興	生涯スポーツの機会提供			スポーツ課	「館山ファミリースポーツクラブわかしお」の活動支援や、各種スポーツ大会の開催など、スポーツに親しむ機会を提供し、市民の健康・体力の保持増進を図ります。
	社会体育団体の育成支援			スポーツ課	社会体育団体の育成・支援を通じ、市民の健康・体力の保持増進や競技力向上、青少年の健全育成等を図り、活力ある社会の実現を目指します。
	社会体育施設の整備充実			スポーツ課	生涯スポーツの推進のため、既存体育施設の適切な維持管理・整備を行い、利用者の利便性・安全性の確保に努めます。
	学校体育施設の開放			スポーツ課	小・中学校の体育館・グラウンド・プール等を市民に開放し、市民の健康増進や体力づくり、地域に密着したスポーツ・レクリエーション活動の推進を図ります。
(2) スポーツ観光の推進	オリンピック・パラリンピックのレガシー（遺産）を活かしたまちづくり		●	スポーツ課	観光施策と融合したスポーツ観光を推進し、館山湾をはじめとする自然環境や既存体育施設等の有効活用により、対応可能な競技の事前キャンプ等の誘致を進めます。また、市民のスポーツへの関心を高め、健康増進や体力づくり、競技力の向上に努めます。さらに、事前キャンプの実績を、館山の良好な自然環境と関連付け、来訪者向けに情報発信していきます。
	館山若潮マラソン大会の魅力向上			スポーツ課	大会環境の向上とスポーツボランティアの育成・拡大に努め、大会参加者・地域住民などのニーズを可能な限り反映した大会運営を行います。
	スポーツイベントの開催			スポーツ課	自然環境や既存体育施設等を最大限に活かし、スポーツ愛好者からトップアスリートまで、幅広い層の交流人口の拡大を目指します。

施策名	計画事業名	新規	最優先	担当課	事業内容
基本施策⑥ 国際交流・地域間交流の促進					
(1) 国際交流・地域間交流の促進	国際交流の推進			企画課	館山国際交流協会の活動を支援し、スポーツや文化活動、ホームステイ等を通じた姉妹都市交流など、市民レベルでの交流を図ることにより、次世代を担う子どもたちや若者に対して異文化への理解を促し、国際交流の裾野を広げていきます。また、オリンピックを機に海外のトップアスリートが館山で事前キャンプを実施していることから、彼らとの関係を継続し、新たな交流者・協力者を獲得することにより国際交流の裾野を広げていきます。
	多文化共生のまちづくり			企画課	案内表示や看板設置、パンフレット作成に際し、外国語表記による情報発信に努めます。また、市内で暮らす外国人のために行政・生活情報の多言語化を進めます。さらに、災害発生時等の案内等、支援における多言語対応を進めます。
	国内都市との交流の推進			企画課	国内の友好自治体等とのイベントへの相互参加等により、地域間交流を推進するとともに、館山市の知名度向上とイメージアップを図ります。また、4つの都市と締結している「災害時相互応援協定」により、災害発生時の人的・物的支援を行います。

基本目標3 産業・経済 地域に根ざした産業で にぎわいと豊かさあふれるまち

基本施策① 観光の振興

(1) 海の魅力を活かした観光振興	『館山湾振興ビジョン』に基づく海辺のまちづくりの推進		●	観光みなと課	「館山夕日栈橋（館山港多目的観光栈橋）」の活用など、『館山湾振興ビジョン』に示された7つの戦略を推進するとともに、必要な見直しを行います。
	海路の充実			観光みなと課	旅客船の定期航路化・寄港船舶の増加に向けた取組を行うとともに、季節運航の利用客増加に向けた積極的なPRを行います。
	海辺のにぎわい創出事業			観光みなと課	館山港を拠点に、ウミホタル観察会や釣り大会など、海を活用したイベントを促進し、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図ります。
	海・浜空間利用者のマナー向上			観光みなと課	千葉海上保安部館山分室、千葉県警察館山警察署、千葉県、民間団体等の関係機関と連携し、安心・安全に楽しめる海・浜空間の確保に向けた取組を実施します。また、海・浜空間利用者のマナー向上を図るため、『安心・安全な館山の海水浴場の確保に関する条例』及び「海・浜ルールブック」の普及・啓発に努めます。
	海水浴場の開設			観光みなと課	館山市の重要な観光資源である美しい砂浜・海岸を維持するとともに、海水浴客が安心・安全に利用できる海水浴場を開設します。
	海岸利活用事業			観光みなと課	北条海岸芝生広場などの海浜エリアを活用し、美と健康・食を提供するイベントを定期的実施し、海岸や砂浜のにぎわいを創出します。
	特定地域振興重要港湾館山港の整備・利用の促進			観光みなと課	旅客船や多様な船舶の寄港に関わるポートセールスを推進するとともに、「館山夕日栈橋」の整備拡充に向けて、国・県への要望活動を行います。

施策名	計画事業名	新規	最優先	担当課	事業内容
(2) 観光の魅力を高める 資源の活用	観光産業活性化支援事業			観光みなと課	館山市観光協会、館山市温泉事業組合等に対する支援を行い、ニーズに合った観光振興施策と新たな観光メニューの開発を促進します。
	広域連携による観光プロモーション			観光みなと課	近隣市町や民間団体で組織する南房総観光連盟、宿泊・滞在型観光推進協議会等において、より効果的な取組について検討し、広域的な観光振興を図ります。
	インバウンド観光の推進			観光みなと課	台湾をメインターゲットとしたインバウンド観光を推進するとともに、館山インバウンド協議会等との協働による誘致活動を継続することにより、外国人観光客の増加に努めます。
	体験型ツーリズムの促進			観光みなと課	海や山の恵まれた自然、歴史や戦争遺跡等の文化財、温暖な地ではぐくまれる農産物、豊かな海に生息する魚介類など、館山市が有する多様な観光資源を活用し、体験型ツーリズムの促進と積極的な情報発信を図ります。
	グリーン・ブルーツーリズムの推進			農水産課	農作業体験や市民農園等の観光農業、観光定置網等の観光漁業などと連携した体験観光を推進し、交流人口の増加に努めます。
	観光施設管理事業			観光みなと課	来訪者が迷わず安心して観光施設巡りができるよう、観光施設案内サイン等の充実を図ります。また、来訪者が快適に過ごせるよう、公衆トイレの美化及び洋式化を推進します。
(3) ブランド化の推進	食のブランド化の推進		●	観光みなと課	ご当地グルメや房州鮎、果物狩り等の優れた観光物産に加え、新たなグルメの開発やブラッシュアップ、積極的なPRなど、民間団体等と連携した「食」のブランド化を推進します。
	「館山ふるさと大使」・「館山ふるさと特使」制度による館山市のPR及び域内活動の活性化			企画課	国内外で活躍している館山市出身または館山市にゆかりのある方に大使・特使を委嘱することにより、全国に向けて館山市の魅力を発信します。
(4) 観光PRの強化	観光イベント事業			観光みなと課	「たてやま海まちフェスタ」や「館山湾花火大会」を中心とした館山観光まつり、「南総里見まつり」等の観光イベントを民間団体と連携し、特色あるイベントとして開催します。
	観光情報の発信・PR			観光みなと課	海や花などの自然、歴史文化、体験、食、温泉等の優れた観光資源を組み合わせ、メディアへの積極的なアプローチを行います。また、ロケーション支援、観光パンフレットの作成、マスコットキャラクター「ダッペエ」の活用、各種キャンペーンの実施等によるプロモーションを通じて、観光地としての魅力を高め、観光客数の増加に努めます。
	シティプロモーションによる館山の魅力向上		●	企画課 情報課	館山市ならではのオリジナリティ溢れる魅力を掘り起こすとともに、提供できる価値を統一的なコンセプトに沿って再構築し、効果的・効率的なプロモーションを行います。また、動画・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を積極的に活用した魅力発信・情報発信を行います。

施策名	計画事業名	新規	最優先	担当課	事業内容
基本施策② 農水産業の振興					
(1) 農水産業の活性化	農水産物の6次産業化の推進		●	農水産課	農漁業従事者が主体となり、加工・販売等の事業者と連携しながら、地域資源である農水産物等の付加価値向上を図る6次産業化を積極的に推進します。
	スマート農業の推進	新	●	農水産課	農業の効率化や経営規模拡大等のためにITやAIなどの先進技術を導入することにより、スマート農業の普及を推進します。
	地産地消の推進			農水産課 (食のまちづくり推進室)	地域で生産されたものを、その地域で消費する「地産地消」を推進し、地域の農水産業と関連産業の活性化を図ります。
	船形漁港周辺の活性化			農水産課	都市計画道路船形館山線(船形バイパス)の整備にあわせ、館山市の北の玄関口の核となる船形漁港を中心としたにぎわいを創出します。
(2) 農水産業の担い手育成支援	新たな農業の担い手の育成・確保			農水産課	認定新規就農者の目標達成のためのフォローアップを行うとともに、各種補助金等を活用し、新たな担い手の育成・確保を図ります。
	農業の担い手育成・確保と組織的な営農スタイルへの後押し		●	農水産課	認定農業者や新規就農者等の育成・確保に加え、企業参入、農業法人化、地域ぐるみの組織的な農業経営体などの育成・確保を図るとともに、定年後のリタイア層や都市部からの移住者などの多様な担い手の育成・確保を図ります。
	地域農業活動支援事業			農水産課	高齢化と後継者不足を抱える農村環境の改善、水路や農道等の維持管理を継続していくため、多面的機能支払制度の活用や小規模土地改良事業、補修用材料の交付を行います。
	水産振興支援事業			農水産課	水産業の振興と漁業経営の安定化のため、漁業後継者の育成や栽培漁業の実践、水難事故の救済等を行っている各種水産業関連団体を支援します。
(3) 農業基盤の整備	環境と調和した農業の推進			農水産課	化学肥料や農薬の使用低減、農業用廃プラスチックの適正処理など、環境との調和に配慮した農業を推進します。
	畜産振興支援事業			農水産課	畜産業者に対し、酪農ヘルパーの利用普及促進や補助事業の活用による畜産施設等の整備促進、家畜伝染病の予防、乳牛の飼育・改良指導等を行います。
	有害鳥獣対策事業		●	農水産課	イノシシ等の有害鳥獣による農作物の被害を防ぐため、館山有害鳥獣対策協議会の活動を支援するとともに、県及び近隣市町と連携し、広域的な取組を検討するほか、防護柵の設置や狩猟免許取得を促す取組を行います。
	農業生産基盤の整備			農水産課	農業施設の維持管理や農地の区画整理を推進し、農業の生産性の向上を図ります。また、令和元年度の台風被害からの復興促進により、農業生産基盤の回復・維持に努めます。
	農地の保全と有効活用		●	農水産課	耕作放棄地の再生・有効活用・発生防止に努めるとともに、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化を促進し、生産者の所得向上や農村環境の維持保全を図ります。
	農業経営安定化の支援			農水産課	農業経営の合理化や近代化を図る農業者に対し、農業近代化資金利子補給や農業経営基盤強化資金利子補給等による経営安定化支援を行います。

施策名	計画事業名	新規	最優先	担当課	事業内容
	中山間地域の活力維持			農水産課	山間部などを拠点とする農業者等に直接支払交付金を交付し、農業生産活動の維持や農地の多面的な機能の確保に努めます。
(4) 水産業の基盤整備	漁業経営支援事業			農水産課	市内の漁業協同組合の合併促進や新規漁業就業者の増加に向けた取組、漁業施設の近代化・省力化や共済制度への補助等による漁業者への経営安定化支援を行います。
	栽培漁業支援事業			農水産課	稚貝や稚魚の放流、藻場調査や磯根漁場の改良、養殖漁業の導入に向けた取組を支援し、魚介類の安定供給の確保を目指します。
	漁港利活用事業			農水産課	漁港の集約の検討や漁港機能保全計画の策定、漁港維持工事を実施するとともに、県営漁港改修工事負担金を支出します。

基本施策③ 商工業の振興

(1) 商工業の振興	商店街活性化支援事業			雇用商工課	商店街のキャッシュレス化等の環境整備の推進を進めるとともに、商店街での起業や事業承継を支援するなど、市・商工会議所・商店街等が連携し、魅力ある商店・商店街づくりやにぎわいのあるまちづくりの形成を目指します。
	中小企業融資事業			雇用商工課	館山商工会議所及び市内金融機関と連携し、中小企業の資金融資が円滑に受けられ、経営の安定化につなげられるよう、市の各種融資制度により支援します。
	伝統的工芸品活性化事業			雇用商工課	地域を代表する伝統的工芸品である「房州うちわ」、「君万歳久光」、「房州鎌」、「唐棧織」の振興を図ります。また、房州うちわ振興協議会に対して支援し、房州うちわの伝統工芸士の後継者育成・確保を目指します。
	商工関係団体支援事業			雇用商工課	館山商工会議所・館山市商店会連合会・館山たばこ販売組合に対して助成し、団体の団結力・組織力の育成・強化を図り、各団体が地域経済発展の主導的な役割を果たすよう支援します。
	持続可能で倫理的な消費の普及・啓発	新		企画課 社会安全課 雇用商工課	SDGsの12番目の目標である「つくる責任つかう責任」の実現に向け、フェアトレード商品の購入や地産地消など、人や社会、環境などに配慮した消費行動を促進するため、消費者・事業者・行政が連携して、市民への倫理的な消費の普及・啓発を行います。
	ふるさと納税（ふるさと寄附金）制度の推進			● 企画課	ふるさと納税制度を活用し、寄附者に対して館山市の地場産品やサービスなどの返礼品を通して市の魅力を発信することにより、さらなる寄附金の獲得と地場産業の振興を図ります。
	半島振興法による諸制度の利活用の検討			企画課	『半島振興法』に関する制度改正等を注視し、対象企業に対して制度を適用するとともに、民間企業等への制度周知による積極的な活用を推進します。
	リノベーションまちづくり事業	新		● 雇用商工課	まちの建物や空間の新しい使い方と創業希望者などの担い手をマッチングさせるためのリノベーションスクールを開催することにより、館山駅周辺地域等の空き店舗や未利用地の有効活用を図ります。また、リノベーションスクールの受講生等が街中で起業や事業展開しやすい環境づくりを行うことにより、まちの活気を取り戻せるよう支援します。

施策名	計画事業名	新規	最優先	担当課	事業内容
基本施策④ 新たな雇用の創出と就業支援の強化					
(1) 新たな雇用の創出	魅力ある雇用の創出		●	雇用商工課	雇用の需要と供給のバランスを整え、多様な職種選択等に対応できる雇用対策を推進し、安定した雇用の場の創出に努めます。
	企業誘致推進事業		●	雇用商工課	企業誘致のための企業訪問や市内企業の情報収集、市内進出希望の企業へのフォローアップを行うとともに、事業者に対する支援を行います。
	起業促進支援事業			雇用商工課	ワンストップ相談窓口の充実や創業支援セミナーの開催、起業支援補助金や融資制度などによる支援を行い、創業者数の向上を目指します。
(2) 就業支援の強化	雇用の需要と供給のマッチング強化		●	雇用商工課	ハローワーク・近隣市町・事業者と連携・協力し、地域の雇用ニーズをとらえた求職セミナーの開催や求人情報の提供等により、求人・求職のマッチングの機会を増やすとともに、働きたくなる環境の整備と地域の人材を育成することにより、就業支援を図ります。
	介護・福祉人材の確保に向けた支援		●	高齢者福祉課	これからの超高齢社会に対応し、各介護施設等で不足する介護・福祉人材の確保に向けた支援を行うことにより、高齢者福祉・介護サービスの充実を図ります。
基本施策⑤ 移住・定住の促進					
(1) 移住・定住の促進	移住・定住促進事業		●	雇用商工課	NPO及び関連機関と連携した移住・定住相談体制の充実、関連イベントの実施、最新地域情報の提供、空き家バンク制度の利用促進など、移住・定住の促進につながる支援や移住しやすい環境の強化を図ります。
	市内に施設を有する大学等と連携した教室の開催			企画課	地域の教育力向上に向けて、市内に施設を有する大学等に対し、市民や子ども向けの教室の開催や、市との連携による共同研究の推進についての働きかけを行います。また、空き公共施設等を活用し、市内で活動する学生や研究室の拠点を設けることで、新たに「知の拠点」の創出を目指します。
	市内高校ブランド化支援事業			企画課	市内高校のブランド化に向けた高校との意見交換を実施するとともに、市内外の中学生や子育て世帯の移住者から選ばれる高校になるために、各高校の魅力が向上するための支援を検討します。
	地域資源・人的資源の活用による関係人口創出事業		●	企画課	「恋人の聖地／鏡ヶ浦から富士の見えるまち 館山」を活用した事業を実施し、恋人同士の思い出の場や再開の場を提供することにより、移住・定住やUターンの促進を図るとともに、関係人口の創出を目指します。
基本施策⑥ 交流拠点施設を核とした地域活性化					
(1) 交流拠点施設を核とした地域活性化	交流拠点「渚の駅」たてやま 機能強化事業			観光みなと課	「渚の駅」たてやまの機能強化と魅力向上により、来館者のさらなる増加を図るとともに、観光情報の発信拠点として、旬の観光情報を提供し、市内観光の周遊性を高めることで、観光の振興と地域経済の活性化を推進します。
	「食のまちづくり」の推進による地域産業の活性化		●	農水産課 (食のまちづくり推進室)	地域内の流通システムを構築し、地元食材の活用や新たな特産加工品の開発・提供などを支援するなど、多彩な食資源の流通拠点となる「食のプラットフォーム」という位置づけで、「食のまちづくり」拠点施設の整備を行います。また、地産地消や6次産業化等、農林漁業振興活動に対し、「地域おこし協力隊」制度を活用することで、地域振興の新たな担い手の育成と地域への定着化を図ります。

施策名	計画事業名	新規	最優先	担当課	事業内容
基本目標4 基盤整備 生活基盤が充実し 快適で暮らしやすいまち					
基本施策① 住環境の充実と市街地の利便性向上					
(1) 住環境の充実	建築物の耐震化等の促進			建築施設課	住宅の地震や風水害に対する耐性向上等を支援し、建築物の耐震化等を促進します。
	空き家対策		●	建築施設課	『空家等対策の推進に関する特別措置法』に基づき、周辺に影響を及ぼす恐れのある特定空家等に対し、適切な行政指導等を行い、安全で快適な住環境の維持に努めます。
	市営住宅の適切な管理			建築施設課	館山市の公営住宅について、『館山市営住宅長寿命化計画』に基づき、適切な管理を行います。
	地籍調査	新		都市計画課	土地取引の円滑化、災害復旧の迅速化などに資する地籍調査の調査研究を行い、事業着手について方向性を定めます。
(2) 市街地の利便性向上	館山駅東口駅前広場の整備			都市計画課	館山駅東口駅前広場における適正な車両の誘導と安全な歩行空間の確保を目的とした整備を行います。
	館山駅自由通路等の整備推進	新		都市計画課	館山駅自由通路等の利用者の安全性・快適性を確保するため、計画的な整備を推進します。
基本施策② 公園の機能充実と緑化の推進					
(1) 公園の機能充実と緑化の推進	都市公園の整備			都市計画課	「都市公園個別施設計画」を策定し、バリアフリー化等を考慮した、公園施設の適切な維持管理・更新により、憩いの場としての安全性・快適性の確保とともに、樹木や草地等の計画的な緑地管理を推進します。
	花のまちづくりの推進			都市計画課	花のまちづくりの計画的・統一的な推進により、地域の活性化を図ります。
基本施策③ 道路環境の充実と河川整備の促進					
(1) 幹線道路網の整備	国道・県道の整備促進			建設課 都市計画課	国道・県道の各道路整備事業の未整備区間の整備促進について、要望活動等を行います。
	東関東自動車道館山線等の整備促進		●	都市計画課	富津館山道路の富津竹岡インターチェンジ～富浦インターチェンジ間の4車線化早期完成を目指し、要望活動等を行います。
	地域高規格道路の整備促進			都市計画課	地域高規格道路館山・鴨川道路建設に対する要望を継続します。東京湾口道路の早期建設に向けての構想の具体化については、房総地域東京湾口道路建設促進協議会などを通じた、国・県への要望活動等を行います。
	都市計画道路船形館山線（船形バイパス）の整備		●	都市計画課	富津館山道路富浦インターチェンジ付近の国道127号から館山湾へ直接アクセスできる「船形バイパス」の整備を推進します。
	都市計画道路青柳大賀線の整備			都市計画課	国道410号分岐部から県道南安房公園線までの都市計画道路青柳大賀線について、事業中の都市計画道路整備事業の進捗状況を見極めながら整備計画の策定に取り組みます。

施策名	計画事業名	新規	最優先	担当課	事業内容
(2) 市道の整備	道路改良事業			建設課	安全かつ円滑な通行確保のため、計画的な道路改良を推進します。
	道路排水整備事業			建設課	居住環境の改善と安全な通行の確保のため、市民からの要望を踏まえながら、計画的な排水整備を行います。
	歩道整備事業			建設課	安全・安心な歩行空間の確保のため、自動車交通量の多い幹線市道や学校周辺の歩道等の整備を推進します。
(3) 市道の維持管理	道路維持補修事業			建設課	定期的な道路パトロールを実施し、危険箇所の早期発見による迅速な補修を行うとともに、法定外公共物については、資材支給等による維持管理に努めます。
	トンネル長寿命化修繕事業			建設課	交通の安全確保のため、市内6カ所の道路トンネルについて、「長寿命化修繕計画」に基づいた補修を行います。
	道路法面長寿命化修繕事業			建設課	交通の安全確保のため、道路法面に関する「長寿命化修繕計画」に基づいた補修を行います。
	道路舗装補修事業			建設課	安全な交通機能を確認するため、『舗装維持管理計画』に基づいた補修を行います。
	橋梁長寿命化修繕事業			建設課	安全な交通機能を確認するため、橋梁の点検及び『橋梁長寿命化修繕計画』に基づいた補修を行います。
(4) 河川の安全確保	河川整備維持補修事業			建設課	河川パトロールの実施により、河川施設の状況把握や危険箇所を早期発見し、河川の適正な整備・維持補修を行います。
	二級河川の整備促進			建設課	河川の氾濫が懸念されている平久里川及び滝川の未整備区間の整備促進について、早期整備を千葉県へ要望します。
	雨水排水路等の整備			都市計画課	雨水排水路の修繕工事を行うとともに、浸水がみられる箇所（楠見1号排水路・那古下水路）の計画的な整備を行います。

基本施策④ 交通体系の充実

(1) 公共交通ネットワーク	自転車利用促進事業			企画課 観光みなと課 社会安全課 建設課 スポーツ課	市民や来訪者が、安全・快適に、また効率よく移動できるまちを実現するため、二次交通や、観光振興としての自転車活用について検討を行います。
	持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークの確保・維持	新	●	企画課	「館山市地域公共交通網形成計画」で重点的に取り組む分野としている「市街地の回遊性向上」「公共交通空白地対策」「観光二次交通の整備・確保」について、市民や公共交通事業者、その他関係機関と連携し、公共交通網の見直し・改善を図ります。
	新たなシステムの導入等、利用しやすい公共交通の実現	新	●	企画課	利用者の利便性向上や運行業務の効率化、移動を楽しむために必要なグリーンスローモビリティや自動運転、MaaSシステムの構築、キャッシュレス化等、新たな技術やシステムの導入に取り組みます。

施策名	計画事業名	新規	最優先	担当課	事業内容
基本目標5 環境共生 人と自然が共生する 環境にやさしいまち					
基本施策① 自然環境の保全と景観形成の促進					
(1) 自然環境の保全	森林・里山保全整備事業			農水産課	松くい虫のまん延を防止するため、保安林などの松林を重点的・計画的に防除し、森林機能の保全を図ります。また、里山の保全整備として、旧館山工業団地用地の利活用を検討します。
	自然環境保全活動団体支援事業			環境課	自然環境の保全活動に取り組む団体を支援します。
	自然環境保全対策事業			環境課	自然環境を守るための指導・規制や緑化の推進・啓発活動に努めます。
	埋立事業者への指導・監督強化			環境課	『館山市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例』の的確な運用と事業者への指導・監督強化により、土壌汚染や災害発生の未然防止に努めます。
(2) 公害防止対策の推進	公害防止対策事業			環境課	工場設置事業者等と公害防止協定を締結するなど、公害の発生防止に努めます。
	水質・土壌・大気監視事業			環境課	公害発生防止のための水質調査や土壌調査などを行います。
	不法投棄防止対策事業			環境課	巡回パトロール及び防犯カメラによる監視強化など、不法投棄の防止に努めます。
(3) 景観形成の促進	景観まちづくりの推進	新		都市計画課	景観計画に基づき、自然景観や歴史的・文化的景観などの視点も加えた良好な景観の形成を図ります。また、重点地区の館山駅西口地区では、南欧風の街並みづくりと調和し、海洋性リゾートへの玄関口にふさわしい空間づくりの形成を図ります。
基本施策② 環境・衛生対策の充実					
(1) 廃棄物処理体制の充実	し尿収集運搬事業	新		環境課	市民（利用者）の衛生的な生活環境の確保と負担軽減を図るため、し尿収集運搬事業の円滑な運営を支援します。
	粗大ごみ処理施設運営事業			環境センター	施設の適正な維持管理により、粗大ごみの効率的な処理や資源リサイクルの推進に努めます。
	最終処分場運営事業			環境センター	ガレキ類等の安定した最終処分を図るとともに、周辺環境の保全のため、適正な浸出水処理と施設の機能確保に努めます。
	清掃センター運営事業			環境センター	ごみの効率的、効果的な処理を行うため、清掃センターの設備・機器の定期点検や補修を実施し、適正な維持管理と施設の延命化に努めます。また、焼却灰の処理を市外業者に委託し、最終処分場の延命化、機能確保を図ります。
	清掃センター長寿命化対策事業	新	●	環境センター	国の指針に従い、ストックマネジメント手法を導入した「館山市清掃センター長寿命化総合計画」を令和元年度に策定しました。当該計画を基本に日常の適正な運転管理と適切な定期点検整備を実施し、さらに延命化対策工事を実施していくことで、館山市清掃センターのさらなる長期活用を図り、ごみの適正処理を図っていきます。

施策名	計画事業名	新規	最優先	担当課	事業内容
	衛生センター運営事業			環境センター	し尿の効率的、効果的な処理を行うため、衛生センターの設備・機器の定期点検や補修を実施し、適正な維持管理と施設の延命化に努めます。また、処理汚泥を肥料として有効活用し、環境負荷軽減に努めます。
(2) 水道事業の経営基盤強化の推進	県内水道の統合・広域化の推進			環境課	千葉県及び関係市町と協力し、南房総地域・九十九里地域の水道用水供給事業体と県営水道との統合を促進します。
(3) 下水道の整備・普及	合併浄化槽普及事業			下水道課	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽への転換を支援します。
	公共下水道の普及促進と安定した運営			下水道課	河川・海域等の水質汚濁防止及び快適な住環境づくりのため、下水道会計の健全化や現在の終末処理場の処理能力を踏まえ、公共下水道の整備を検討します。また、公共下水道供用開始区域での水洗便所の改造に対する助成により普及促進し、新規接続者の増加を図ります。
	公共下水道終末処理場維持管理事業			下水道課	包括的民間委託により、鏡ヶ浦クリーンセンターの効率的な維持管理を図ります。また、「ストックマネジメント計画」に基づき、適切な維持管理対策を行います。

基本施策③ 資源循環型社会の構築

(1) 資源循環型社会の構築	ごみ減量化・再資源化事業			環境課	家庭系ごみの適正搬出と分別の促進や、事業系ごみの適正搬出促進を図り、さらなるごみの減量化・再資源化に取り組みます。
	環境美化推進事業			環境課	ごみの減量化、3Rの推進、不法投棄防止等に関する情報発信（周知）により、環境美化に対する関心と理解を深めるとともに、市内一斉清掃活動（ごみゼロ週間等）等を通じて、地域の環境美化に努めます。
	地球温暖化対策事業			環境課	公共施設への太陽光発電システム等の導入や住宅用省エネルギーシステム設置に対する支援により、新エネルギーシステムの普及促進を図ります。また、市が率先して地球温暖化対策に取り組むことで、市民・事業者の自主的な活動を促進します。

基本目標6 防災・安全 市民の安全が確保され 地域ぐるみで支え合う 安心して暮らせるまち

基本施策① 防災体制の強化

(1) 防災力の強化	地域防災力強化事業		●	社会安全課	防災訓練や防災講座、各種広報活動を通じ、防災知識の普及及び防災意識の向上を図り、自主防災組織の機能強化に取り組みます。
	災害対応力強化事業		●	社会安全課 総務課	災害発生時に備え、『館山市地域防災計画』を見直し、備蓄食糧や各種資機材の整備拡充を図るとともに、災害時の応援協定の充実により、災害対応力の強化に取り組みます。また、避難生活における感染症防止対策等、良好な生活環境を確保するため、避難所運営マニュアルを逐次見直します。さらに、災害時の行政機能低下時でも市民生活を維持するため、「業務継続計画」の見直しを行います。
	国土強靱化地域計画の推進	新	●	社会安全課	今後想定される巨大地震や豪雨等の大規模自然災害が発生した場合に致命的となる事態を想定し、その事態に対する地域や社会システム等の脆弱性を検討した上で、最悪の事態をもたらさないための事前の備えとしての取組みの方向性や内容を取りまとめ、災害に強く安心して暮らすことができる地域づくりを目指します。

施策名	計画事業名	新規	最優先	担当課	事業内容
	災害情報伝達手段の整備		●	社会安全課	防災行政無線を補完するための安全・安心メール、安心電話等の普及促進により、災害発生時の情報伝達手段を確保します。
(2) 津波対策の推進	津波防災まちづくり事業			社会安全課 建設課 観光みなと課	南海トラフ地震などの最大規模の津波を想定した「津波避難計画」に基づき、必要に応じた避難誘導標識の設置や避難施設の整備を推進します。また、館山市の海岸における防護、利用及び環境を考慮した津波・高潮対策についての協議を進め、千葉県が実施する津波対策（護岸整備）事業に対する働きかけを行います。

基本施策② 消防・救急の充実

(1) 消防環境の充実	消防団拠点施設の整備			社会安全課	老朽化した詰所や津波浸水予想地区に建設されている詰所などについて、安全性を確保した拠点施設とするため、計画的な建て替えを進めます。
	消防ポンプ自動車整備事業			社会安全課	消防団の迅速な災害対応活動を確保するため、老朽化した消防ポンプ自動車を計画的に更新します。
	消防水利の整備			社会安全課	転落防止と清掃不要で常時使用を維持するため、防火水槽の蓋掛を行います。また、消防水利の乏しい地区における火災時の迅速な消火活動のため、地区の要望に基づき防火水槽を設置します。
(2) 消防団活動の充実	消防団員の確保と待遇改善			社会安全課	減少傾向にある消防団員の確保が重要となっているため、あらゆる機会を捉え、消防団活動の重要性・必要性をPRします。また、町内会や雇用主へ働き掛けるなど、消防団への入団促進を図るとともに、現役団員の退団延長要請や女性・消防団OBの活用など、あらゆる手立てを模索します。さらに、団員の待遇改善を図り、団員士気の上昇と入団者が増加するような魅力ある消防団を目指します。
	消防団員の育成及び市民の防火意識の高揚			社会安全課	消防団員の消防・防災に関する知識や技術の向上を図るとともに、装備の更新に努めます。また、火災予防運動の実施等により、市民の防火意識の高揚を図ります。
(3) 消防・救急体制の充実	消防・救急体制の充実			社会安全課	安房郡市広域市町村圏事務組合に対し、常備消防に関する費用を負担するとともに、構成市町と連携し、消防業務や救急業務の充実・強化を図ります。

基本施策③ 交通安全・防犯体制の強化

(1) 交通安全・防犯体制の強化	交通安全対策の推進			社会安全課	交通危険箇所等の点検を行い、必要な安全施設の整備・修繕を進めるとともに、交通安全教育による交通ルールの徹底に努めます。
	自転車駐車場維持事業			社会安全課	駅周辺の自転車駐車場の整理を行うとともに、自転車利用マナーについての意識啓発を図り、歩行者・自転車利用者・ドライバーそれぞれの安全と良好な通行環境の確保に努めます。
	防犯環境整備事業			社会安全課	館山市防犯協力会を通じ、防犯パトロールや町内会の防犯灯の設置及びLED化等への支援を行います。また、関係機関と連携して、防犯活動を行うとともに、犯罪の発生しやすい場所への防犯カメラの設置等により、犯罪の未然防止に努めます。

施策名	計画事業名	新規	最優先	担当課	事業内容
基本施策④ 消費者保護対策の推進					
(1) 消費者保護対策の推進	安全・安心な消費生活の確保			社会安全課	消費生活相談員を配置し、関係機関と連携して消費者トラブルの解決を図るとともに、消費者教育や情報の周知徹底により、トラブルの未然防止に努めます。また、立入検査による生活用品の安全性の確保や商品表示の適正化に努めます。
基本目標7 市民参画・行政運営 市民と行政が協力し ともに考え ともに築く 持続可能なまち					
基本施策① 市民参画の促進					
(1) 市民と行政の協力体制づくり	広聴体制の充実			企画課	パブリックコメントや「市長への手紙」、市民との市政懇談会等、市民の声を市政に反映させる既存の仕組みを拡充させながら、世代や組織・団体等にとらわれない、幅広い多様な意見を取り入れることができる広聴手法を検討します。
	市民と行政による協働事業の充実			社会安全課	まちづくりの担い手である市民団体やNPO等との連携を強化するとともに、各団体相互の交流を図り、市民協働条例等に基づく取組を推進します。
基本施策② 地域コミュニティ活動の推進					
(1) 地域コミュニティ活動の推進	コミュニティ事業の推進			社会安全課	各地区のコミュニティ活動団体を支援し、地区の助け合いや地域活性化の活動を促進します。また、コミュニティ活動に若者世代の参加を促し、活性化を図ります。
	町内会活動の促進			社会安全課	館山市町内会連合協議会の活動を支援するとともに、町内会活動の重要性の周知と加入促進により、自治活動の活性化に努めます。
(2) 多様な主体との連携	地域やNPO等による地域活性化活動への支援			企画課	地域やNPO等の主体的な活動としての「館山市の偉人」及び「館山市出身の著名人」にスポットを当てた取組に対する支援を行い、地域の活性化につなげていきます。
	「多世代共創社会」・「生涯活躍のまちづくり」の推進			企画課	地方創生の観点から、あらゆる世代の誰もが、移住・定住・関係人口に関わらず、居場所と役割を持ち、生涯を通じてアクティブに活躍することができる地域づくりを目指します。また、お互いに支え合うことで、医療や介護が必要となった方々も生き生きとした人生を送ることができるまちづくりを目指します。
基本施策③ 男女共同参画の推進					
(1) 男女共同参画の推進	男女共同参画社会の実現に向けた取組			企画課	「第4期館山市男女共同参画推進プラン」に掲げた4つの基本目標を推進することにより、男女共同参画意識の普及に努めます。また、性差による差別をなくすことや多様な性のあり方について理解を深めるため、正しい情報の提供を行うとともに、積極的な意識啓発に努めます。
	女性活躍推進事業			企画課 総務課	「女性活躍推進法」に基づき、女性が職場で能力を発揮し、活躍できる社会を実現するため、結婚・出産・育児等の理由で離職した女性を対象に、再就職に向けた環境づくりの支援を行います。また、市内事業者に対し、男女共同参画意識の醸成を図り、女性の積極的活用と男性の育児休暇取得を促します。さらに、性別に関わらず全ての市職員が、それぞれの能力・適性を発揮し活躍できる組織を作ることにより、組織力の強化・持続的な行政運営を進めます。

施策名	計画事業名	新規	最優先	担当課	事業内容
基本施策④ 情報発信力の強化					
(1) 情報発信の強化・充実	情報発信の強化・充実			秘書広報課 情報課	よりわかりやすく、親しみやすい広報紙の発行により、市政情報等を的確かつ積極的に発信します。また、インターネット媒体やパブリシティによる情報発信を強化し、市政情報等を市内外に広く発信します。さらに、市の公式ホームページの情報発信力（情報更新等）を高めるとともに、多言語化を検討します。
(2) 情報化の推進	電子自治体推進事業		●	情報課	重要情報のクラウド化の推進や各種デジタル機器の更新を図り、情報安全性の確保に努めます。
	地域情報化推進事業		●	情報課	Wi-Fi環境の整備促進を図るほか、ITヘルプデスクの運営支援や各種講座の実施等により、市民のICT活用を促進します。
	情報セキュリティの強化			情報課	サイバー攻撃など、日々激化する情報セキュリティに対する脅威から、行政・個人情報を守るため、情報セキュリティ対策を強化します。
	データ利活用の推進			企画課 情報課	市が保有する公共データについて、市民等が活用しやすい形式によるオープンデータ化を検討します。また、国や民間企業等が提供するビッグデータについて、まちづくりへの活用を研究します。
基本施策⑤ 戦略的な行財政運営					
(1) 財政の安定と健全化	行財政改革の推進		●	行革財政課	「行財政改革方針」等に基づく歳入確保や歳出削減の取組の着実な実行により、財政の弾力性を高め、健全で自主性の高い行財政運営を図ります。
	公共施設等総合管理計画の策定及び実施		●	行革財政課	将来の人口規模を見据え、長期的な視点による施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施します。
	企業版ふるさと納税制度の推進	新		企画課	企業版ふるさと納税制度の活用により、地域課題を解決するような特色ある事業に積極的に取り組むとともに、SDGsに資する事業や未来に対する投資となるような事業を実施します。
	市税等の徴収率の安定化を図ることによる、自主財源の確保		●	納税課	自主財源を確保するため、市税等の徴収率の安定化を図ります。また、納税相談等により、納税者の実情に沿った適切な徴収に努めます。
(2) 行政組織力の充実・強化	官民協働によるまちづくりの推進事業	新		企画課	行政だけではカバーすることが難しい分野に、民間企業の技術や大学の専門的知見を活かすことにより、市民の多様なニーズや社会課題の解決に取り組みます。
	人的資源の有効活用による行政組織力の強化・市民サービスの維持向上	新		総務課	多様な職員採用方法による人材の確保、職員能力の向上、組織の見直し、職員の適正配置などを進め、多様化する行政ニーズに的確に対応できる持続的な組織体制を構築します。
	窓口サービスの充実			市民課	来庁者へのスムーズな対応や利便性向上に努めるとともに、マイナンバーカードの普及促進、各種証明書のコンビニ交付や自動交付機の導入等、ニーズに合ったサービスの提供を検討します。
	市民相談事業			市民課	市民の身近な相談窓口として、市民相談室において、市民相談員による相談内容に対する助言や専門機関の紹介を行います。

施策名	計画事業名	新規	最優先	担当課	事業内容
	納付者ニーズに応じた納付環境の整備			納税課	多様化する生活スタイルや納付者ニーズに柔軟に対応した納付環境の整備・促進により、市民の利便性の向上を図ります。
	保健・医療・福祉に関する総合相談体制の整備		●	健康課 (健康福祉部)	複雑多様化する保健、医療、福祉に関する相談内容に対し、各部署・各機関での情報共有と連携体制を強化し、利用者の視点に立ったワンストップ総合相談体制の整備を行います。

基本施策⑥ 広域行政の推進

(1) 広域行政の推進	中心部への機能集約によるまちづくり		●	企画課 都市計画課	旧県立安房南高等学校跡地及び安房合同庁舎周辺土地を含めた一体のエリアへの国・県・市・一部事務組合等の行政機関や都市機能の集積により、中心市街地の活性化、住民・来訪者の利便性向上を図ります。
	定住自立圏構想推進事業		●	企画課	地方創生や人口減少対策など、地域に共通する喫緊の課題に対し、「定住自立圏構想」や新たな広域的連携を推進します。

現行計画からの継続事業	222	事業
新規事業	17	事業
合計	239	事業
後期最優先	49	事業

※前期基本計画：248事業